［第６～第８　略］ （その他記載上の注意） ［１．・２．　略］ （別表）　［略］ **別紙様式第７号**（附則第２条関係）　［略］ **別紙様式第８号**（附則第５条関係）　［略］ **別紙様式第９号**（附則第14条関係）　［略］ **別紙様式第10号**（附則第25条関係）　［略］ **別紙様式第11号**（附則第30条関係）　［略］ **別紙様式第12号**（附則第33条関係）　［略］ **別紙様式第13号**（附則第36条関係）　［略］ **別紙様式第14号**（附則第45条関係）　［略］	［第６～第８　同左］ （その他記載上の注意） ［１．・２．　同左］ （別表）　［同左］ **様式第七**（附則第２条関係）　［同左］ **様式第八**（附則第５条関係）　［同左］ **様式第九**（附則第14条関係）　［同左］ **様式第十**（附則第25条関係）　［同左］ **様式第十一**（附則第30条関係）　［同左］ **様式第十二**（附則第33条関係）　［同左］ **様式第十三**（附則第36条関係）　［同左］ **様式第十四**（附則第45条関係）　［同左］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

附　則

この命令は、公布の日から施行する。

○農林水産省令第十三号

金融機能の強化のための特別措置に関する法律（平成十六年法律第百二十八号）第四条第一項、第十六条第一項及び第二十四条の十第一項の規定に基づき、農水産業協同組合の金融機能の強化のための特別措置に関する命令の一部を改正する命令を次のように定める。

令和四年八月九日

内閣総理大臣　岸田　文雄
農林水産大臣　金子原二郎

農水産業協同組合の金融機能の強化のための特別措置に関する命令の一部を改正する命令

農水産業協同組合の金融機能の強化のための特別措置に関する命令（平成十六年内閣農林水産省令第七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
別紙様式第１号（第３条第１項関係） （日本産業規格Ａ４） 経　営　強　化　計　画 年　　月　　日提出 （提出者）主たる事務所 の 所 在 地 名　　称 代　表　者　役職・氏名 金融機能の強化のための特別措置に関する法律第４条第１項の規定に基づき、経営強化計画を次のとおり提出します。 記 ［第１～第８　略］ （記載上の注意） ［１．～６．　略］	**別紙様式第１号**（第３条第１項関係） （日本産業規格Ａ４） 経　営　強　化　計　画 年　　月　　日提出 （提出者）主たる事務所 の 所 在 地 名　　称 代　表　者　役職・氏名 金融機能の強化のための特別措置に関する法律第４条第１項の規定に基づき、経営強化計画を次のとおり提出します。 記 ［第１～第８　同左］ （記載上の注意） ［１．～６．　同左］